

特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成2年12月11日制定
平成7年4月1日一部改正
平成8年4月1日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成10年4月1日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成19年10月1日一部改正
平成21年5月8日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成25年7月1日一部改正
平成27年6月1日一部改正
平成29年6月1日一部改正
平成30年9月20日一部改正
令和元年6月1日一部改正
令和3年6月1日一部改正
令和3年8月1日一部改正
令和5年5月1日一部改正
令和5年6月1日一部改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 広島県が発注する建設工事に係る共同企業体の適正な運用を図り、工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(特定共同企業体)

第2条 特定共同企業体は、大規模かつ技術的難度の高い工事等について、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を図る等を目的として、工事ごとに結成されるものとする。なお、技術的難度の低い軽易な工事等について、地域内の優良な建設事業者の技術力を結集することにより工事の安定的施工を図ること等を目的として、工事ごとに結成される特定共同企業体の取扱いについては、別に定める「地域内特定建設工事共同企業体取扱要綱」によるものとする。

(特定共同企業体の活用の基本)

第3条 県工事は、単体企業への発注を原則とすべきものであり、特定共同企業体の活用は、その種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

第2章 運用基準

(施工方式等)

第4条 特定共同企業体は、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

- 2 異業種間の特定共同企業体は、これを認めない。
- 3 特定共同企業体と単体企業の混合入札は、これを認めない。

(対象工事)

第5条 特定共同企業体への発注に付すべき工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に定める大規模かつ技術的難度の高い施設の工事（以下「典型工事」という。）で、知事が指定した工事とする。

- (1) 1件の請負対象設計金額がおおむね5億円以上の橋梁、トンネル、ダム、港湾、下水道等の土木構造物
 - (2) 1件の請負対象設計金額がおおむね5億円以上の建築物
 - (3) 1件の請負対象設計金額がおおむね5億円以上の設備
- 2 典型工事のほか、次の各号のいずれかに該当する工事のうち知事が指定したものは、これを対象工事とすることができる。
- (1) 工事の性格等に照らして共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要があると認められる工事
 - (2) 特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められる工事

特に、建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）別表第7に規定する工事については、施工能力を有する県内業者（建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（営業所を総括し、指揮監督権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。）を県内に有する者をいう。以下同じ。）が十分に確保できる場合には、積極的に対象工事としていくこと。

- 3 対象工事の指定は、単体企業による施工の適否、技術的難度及び技術力の結集の必要性、技術移転の必要性とその有用性、安定的施工の確保の可能性等を総合的に勘案して、特定共同企業体による施工が真に必要であると認められるものについて行うものとする。

(構成員の数)

第6条 特定共同企業体の構成員の数は、別表第1のとおりとする。

(組合せ)

第7条 特定共同企業体の構成員の組合せは、別表第1及び次のとおりとする。

- (1) 対象工事に対応する建設工事の種類の資格審査を受けた資格者（以下「有資格者」という。）の組合せとする。
- (2) 対象工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付けされた有資格者同士の組合せ又は最上位等級に格付けされた有資格者と第2位等級に格付けされた有資格者の組合せとする。

この場合において、第2位等級に格付けされた有資格者の数は、総構成員数の2分の1を上回ってはならない。

- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける工事（以下「特例政令適用工事」という。）及び選定要綱別表第7の（一）の工事を除いて、構成員は原則として県内業者とし、構成員を県内業者とすることが困難な場合には、構成員のうち少なくとも1者は県内業者とすること。
 - (4) B格付業者については、対象工事に対応する業種について別表第2に定める点数以上の総合数値を有する者に限り構成員とすることができる。また、B格付業者を構成員として特定共同企業体の資格認定を受けようとする際には、別記様式に定める計画書を資格審査申請書に添付し、落札者となった場合には、完了届に報告書を添付しなければならない。
- 2 災害等により特に対象工事の施工体制を考慮する必要がある場合又は入札不調等により再度公告入札を行う場合において、別表第1に定める工事金額に応じた構成員数並びに組合せを変更しても工事の安定的施工を図ることができると認められる場合は、構成員数を1者増減した組合せ（2者の組合せの場合の1者減を除く。）を追加して発注に付することができる。

（構成員の資格）

第8条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 特例政令適用工事を除いて、対象工事に対応する建設業法の許可業種について、特定建設業の許可を有すること。
- (2) 対象工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。
- (3) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、かつ当該工事と同種の工事を施工した経験がある者であること。

ただし、一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）又は一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）に基づいて資格要件を定めた場合はこの限りでない。

- (4) 対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

(出資比率)

第9条 特定共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者)

第10条 特定共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。ただし、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第11条 特定共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。

- 2 特定共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の特定共同企業体の構成員となることができない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年12月11日から施行する。
- 2 平成19年4月1日改正については、平成19年4月1日から適用する。
- 3 平成19年10月1日改正については、平成19年10月1日から適用する。
- 4 平成21年5月8日改正については、平成21年5月8日から適用する。
- 5 平成23年4月1日改正については、平成23年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 6 平成24年4月1日改正については、平成24年6月1日以降に公告する工事から適用する
- 7 平成25年7月1日改正については、平成25年7月1日以降に公告する工事から適用する
- 8 平成27年6月1日改正については、平成27年6月1日以降に公告する工事から適用する
- 9 平成29年6月1日改正については、平成29年6月1日以降に公告する工事から適用する
- 10 平成30年9月20日改正については、平成30年9月20日以降に公告する工事

から適用する

- 11 令和元年6月1日改正については、令和元年6月1日以降に公告する工事から適用する
- 12 令和3年6月1日改正については、令和3年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 13 令和3年8月1日改正については、令和3年8月1日以降に公告する工事から適用する。
- 14 令和5年5月1日改正については、令和5年5月1日以降に公告する工事から適用する。
- 15 令和5年6月1日改正については、令和5年6月1日以降に公告する工事から適用する。

別表第 1（第 6 条及び第 7 条関係）

構成員・組合せ表

工 事 金 額	構成員数	組 合 せ
おおむね 5 億円以上 1 0 億円未満	2 者	A A 又は A B
おおむね 1 0 億円以上 2 0 億円未満		
おおむね 2 0 億円以上 3 0 億円未満	3 者	A A A 又は A A B
おおむね 3 0 億円以上 5 0 億円未満		A A A

注) おおむね 5 0 億円以上の工事については、4 者以上にすることができるとする。

別表第 2（第 7 条関係）

B 格付業者に必要な総合数値

業 種	総合数値
土木一式工事	1 1 4 8
建築一式工事	9 7 4
とび・土工・コンクリート工事	8 0 9
法面処理工事	8 8 3
舗装工事	9 0 0
造園工事	7 3 1
電気工事	8 1 4
管工事	8 0 0
鋼構造物工事	7 4 0
塗装工事	8 4 4
しゅんせつ工事	6 5 7
水道施設工事、 機械器具設置工事、電気通信工事	7 9 6
解体工事	8 0 5

別記様式（第7条関係）

技術習得（計画・報告）書

令和 年 月 日

様

所在地
商号又は名称
許可番号（大臣・知事 第 号）
代表者名
（共同企業体の名称）（ ）

1 工事概要及び配置（予定）技術者の状況等

工 事 名		
施 工 場 所		
工 事 内 容		
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで〔総作業（予定）日数 約 日〕	
配置（予定）技術者	氏名： （年齢 歳）（実務経験 年）	
工 事 従 事 （予定）技術 者総数	技術者の配置実人数	人
	技術者の配置総延べ人数	人
工 事 従 事 （予定）作業 員総数	作業員の配置実人数	人
	作業員の配置総延べ人数	人

2 技術習得（予定）内容等 [記入者：]

区 分	記入上の着眼点	新技術等の施工における技術的習得（予定）内容等
施工管理 《施工計画・工程管理》	現地調査等による地形・設計条件等の把握内容	
	計画準備内容 （仮設備、本体工事、安全対策、環境対策、機械設備計画等）	
	その他の内容等 （打合せ方法、下請及び作業員動員計画作成、施工体制台帳等作成）	
現場管理 《現場管理・安全管理》	大型機械等の現場管理・品質管理等の内容	
	交通処理・交通安全施設の管理・安全教育内容等	
通常工事の場合と比較しての特記事項		

- 注) 1 この（計画・報告）書については、B格付業者及びB格付業者の配置（予定）技術者が当該業者の内容について記入・作成し、共同企業体の代表者の承認を受けただうえで、提出すること。
- 2 2の習得内容等については、配置（予定）技術者本人が記入すること。
- 3 計画書の場合は、その時点で把握できる内容・技術習得の希望内容等を中心に記入すること。
- 4 報告書の場合は、計画の段階から工事の実施の段階を含めて、技術的に気づいた点、今後において役立つ点及び反省する点等について自由に記入すること。
- 5 報告書には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを添付すること。
- 6 記入欄だけでは書ききれない場合には、別紙に記入して添付すること。
- 7 参考資料については、適宜自由に添付すること。

[技術習得（計画・報告）書添付書類]

従 事 （ 予 定 ） 技 術 者 名 簿

(商号又は名称：)

(工 事 名 :)

番 号	氏 名 （ 生 年 月 日 ）	資 格	工事従事延日数
1	(. . 生)		日
2	(. . 生)		日
3	(. . 生)		日
4	(. . 生)		日
5	(. . 生)		日
6	(. . 生)		日
7	(. . 生)		日
8	(. . 生)		日
9	(. . 生)		日
10	(. . 生)		日
11	(. . 生)		日
12	(. . 生)		日
13	(. . 生)		日
14	(. . 生)		日
15	(. . 生)		日

注) 1 配置 (予定) 技術者も含めて記入してください。

2 技術習得（計画・報告）書を提出の際に、添付してください。

3 資格欄については、「2級土木施工管理技士」など資格名を記入してください。

4 工事従事延日数欄については、当該工事についての従事予定又は従事した日数を記入してください。